

5 川 監 公 第 6 号

令和 5 年 7 月 3 1 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 9 日付け 4 川監公第 1 6 号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

5川総コ第31号

令和5年6月30日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 植村 京子 様

同 石田 康博 様

同 かわの 忠正 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和4年12月9日付け4川監報第8号で報告の提出がありました令和4年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和4年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

(1) 財政援助団体及び所管部局において改善措置を要する事項

ア 補助金の事務手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市信用保証等促進事業補助金交付要領（平成19年2月7日18川経融第335号。以下「交付要領」という。）第2条によると、川崎市内の中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするために、借受者への支援としての保証料補助金について、川崎市信用保証協会に対し交付することとされている。また、第4条第1項によると、交付する保証料補助金の対象は、川崎市中小企業融資制度要綱別表第2及び川崎市事業承継特別保証資金要綱第10条第1項に定める特別保証料率を適用する資金に係る当初融資実行時又は条件変更時に生じる保証料とするとされている。

保証料補助金については、交付要領第6条及び第7条によると、川崎市信用保証協会会長は、補助金の交付を受けようとするときは、算定根拠を確認できる明細表を添付し、補助金交付申請書及び実績報告書を市長に提出しなければならないとされており、当該申請書等を受理した市長は、申請書等の内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するとされている。また、交付要領第13条によると、既に交付した補助金が、繰上返済及び条件変更を行ったことにより差額が生じたときは、川崎市信用保証協会は、市に対し保証料補助金を返還しなければならないとされ、算定根拠を確認できる明細書を提出するものとされている。

保証料補助金の交付及び返還に係る申請書類等をみたところ、川崎市信用保証協会の補助金申請用に構築したシステムの不備により、市と川

崎市信用保証協会の間における補助金の交付及び返還手続において、次の事例があった。

市は、財政援助団体から提出される明細書等の書類を適切に確認するとともに、財政援助団体に対し、補助金に係る事務手続を適正に行うよう指導されたい。

- (ア) 条件変更により差額が生じた補助金が返還されていなかった事例
- (イ) 条件変更によって返還された補助金が過少になっていた事例
- (ウ) 当初融資実行に係る交付申請がなく補助金が交付されていない案件について、補助金が交付されているものとして条件変更により差額が返還されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市信用保証協会の補助金申請用に構築した専用システムに不備があったことから、保証協会が補助金の交付申請等をする際に、専用システムから出力される明細書を、適正な計算が確認できているメインシステム帳票と突合し、市においても明細書とメインシステム帳票を突合してダブルチェックを実施するなど、保証協会及び市が確認の徹底を図り、補助金に係る事務手続が適正に実施されていることを確認しました。

なお、本件によって生じた補助金の未申請及び過返戻分については、保証協会に対し支出するとともに、未返還及び過交付分については、保証協会から全額返還を受けています。

今後は、適切な確認に努めます。

(川崎市信用保証協会)

(経済労働局経営支援部金融課)

(2) 出資団体及び所管部局において改善措置を要する事項

軽易な事項で改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 財務諸表等を適正に作成すべきもの

(ア) 特定資産のスポーツ振興・協会運営積立金について、異なる名称で記載されていた事例

(イ) 財産目録に記載されている会計区分が誤っていた事例

(ウ) 財産目録において、長期リース債務の期間に係る記載が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市スポーツ協会に対し、財務諸表等を適正に作成するよう、財務諸表等の資料ごとに資産の名称が異なっていたものを統一させ、財産目録における会計区分や長期リース債務の期間の誤りを正すよう指導し、令和4年度の決算諸表により名称の統一等がなされ、適正に作成されていることを確認しました。

今後は、適正な財務諸表等を作成するよう指導に努めます。

(公益財団法人川崎市スポーツ協会)

(市民文化局市民スポーツ室)

(3) 指定管理者及び所管部局において改善措置を要する事項

ア 利用料金について市長の承認を適正に得るべきもの

[指摘の要旨]

川崎市大山街道ふるさと館条例（平成4年川崎市条例第20号）第9条第3項によると、利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとしてされている。

利用料金に係る事務についてみたところ、利用料金の額について、条例別表に定める金額の範囲内であったものの、あらかじめ市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、利用料金の額については、あらかじめ市長の承認を得るよう指導しました。

また、指定管理者から利用料金設定に係る文書が提出され、承認手続を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

イ 川崎市物品会計規則に基づき備品を管理すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号。以下「物品会計規則」という。）第59条によると、物品管理者は備品整理簿を備えて整理しなければならないとされており、第68条第1項によると、物品の出納保管その他の会計事務について、原則として、総合財務会計システムにより行うものとするとしている。また、川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センター指定管理仕様書によると、指定管理者は、市が提供する備品一覧を参考に、「備品管理簿」を整備するものとされている。さらに、仕様書によると、物品会計規則の規定に基づき、市は、毎年度1回、備品を中心とした物品の管理状況について検

査を行うとされている。

川崎市多摩老人福祉センターにおける本市帰属備品の管理状況をみたところ、市は、指定管理者に提供した備品について、備品整理簿に登載して管理していなかったほか、現物との照合を行わずに実態と異なる備品一覧を指定管理者に提供していた。また、市は、物品会計規則に基づく検査を実施していなかった。

市は、速やかに現物との照合を行い、物品会計規則に基づき、備品整理簿を整備した上で、指定管理者に対し、備品の適正な管理に努めるよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、川崎市多摩老人福祉センターの施設内全ての備品の現物確認を行い、現状を正確に反映した備品整理簿を整備しました。また、指定管理者に対して、規則に基づく施設の物品管理状況の検査を毎年度実施します。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ウ 減免に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市霊堂条例（昭和40年川崎市条例第15号）第5条第2項によると、市長は、特に必要があると認めるときは、霊堂使用料を減額し、又は免除することができる」とされている。

霊堂使用料の減免に係る手続についてみたところ、指定管理者が減免の決定を行っていた。

市及び指定管理者は、条例に基づき、適正な手続を行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、川崎市霊堂条例施行規則第5条に、霊堂使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書にその理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならないとされていることから、指定管理者に対して、事務手続に関して指導し、指摘後においては指定管理者が申請受理後に、本市において審査を行うよう是正し、指摘の件については改善いたしました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

エ 正確な収支状況を報告すべきもの

事業報告書における収支状況を確認したところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) 川崎市高津スポーツセンターの事例

修繕費及び委託費に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に正確な収支状況の報告について指導し、収支報告書の訂正を確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 川崎市宮前スポーツセンターの事例

収支報告において、収支の計上漏れがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、収支の計上漏れがないよ

う指導し、収支報告書の修正を確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

オ その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 適正な年度区分で会計処理を行うべきもの

川崎市大山街道ふるさと館において、令和3年度分の施設利用料が令和4年度収入として計上されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、適正な年度区分で会計処理を行うよう指導しました。

今後は適正な会計処理に努めます。

(大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

(イ) 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市多摩老人福祉センターにおいて、講座教材費に係る収納金を経理規程に定める期間内に、金融機関に預け入れしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、経理規程に基づいた適正な収納金管理を徹底するよう指導し、収納伝票により、受入後7日以内に金融機関への預け入れが行われていることを確認しました。

今後は、収納金の適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ウ) 未返還受講料を適切に返還すべきもの

川崎市高津スポーツセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症を理由とした利用中止に係る教室受講料が未返還となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、未返還受講料について返還するよう指導し、対象者に対して返金処理の案内及び返金対応が開始されたことを確認しました。

今後も対応を継続し、適切な返還の確認に努めます。

(特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(エ) 年度協定により定めるべき事項を適正に記載すべきもの

川崎市早野聖地公園において、管理区域が年度協定に定められていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者と協議の上、「川崎市営霊園の管理運営に関する令和5年度協定書」において、管理区域を定める規定を設けました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

(オ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 陽光ホームの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載さ

れていなかった。

(c) 市が貸与している備品が指定管理者の備品一覧に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、備品管理を適正に行うよう指導し、所在不明の備品については既に廃棄済みであったため、備品整理簿から削除を行い、備品一覧にて未登載であった事例の反映が適正に行われていることを確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

b 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、川崎市物品会計規則第6条に基づく物品の分類について改めて指導し、物品台帳を受領し現物を検査の上、備品整理簿への登載を行いました。

また、指定管理者から、施設職員に周知徹底した旨の報告を書面で受領するとともに、次期指定管理者選定に向けた引継書類に、指定管理者の変更があった場合の備品管理についての項目を追加しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(シンコースポーツ株式会社)

(幸区役所まちづくり推進部地域振興課)

c 川崎市大山街道ふるさと館の事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(c) 指定管理者の備品台帳の備品番号が誤っていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、備品管理を適正に行うよう指導しました。また、備品整理簿の修正を行うとともに備品台帳の修正を確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

d 川崎市宮前スポーツセンターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理料で購入した本市帰属備品について市へ報告を行うよう指導し、指定管理者からの報告に基づき、備品整理簿へ登載しました。

また、指定管理者から提出された備品登録・削除をする際のフローチャートにより、正しい処理について認識していることについても確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

e 川崎市多摩スポーツセンターの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、備品管理を適正に行うよう指導するとともに、現物調査を行い、備品管理が適正に行われていることを確認しました。また、登載されていなかった本市帰属備品については、市の備品整理簿に登載しました。

なお、再発防止のため、毎月のモニタリング会議の際に備品の出納があった場合はその都度報告を受けることとしました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(たまスポーツムーブメント共同事業体)

(多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)

f 川崎市麻生スポーツセンターの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

(b) 指定管理者の物品台帳に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(c) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(d) 市が貸与している備品が指定管理者の物品台帳に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、備品の適正な管理のため

の手續について指導し、所在不明の備品については既に廃棄済みであったため、廃棄により不存在であった備品と併せて廃棄報告書の提出を受け、その内容について適正であることを確認したうえで、備品整理簿から削除しました。

また、指定管理料で購入した本市帰属備品については備品整理簿への登載を行うとともに、市で貸与している備品については指定管理者の物品台帳に登載されていることを確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(あさおスポーツムーブメント共同事業体)

(麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

(カ) 収益又は費用を適正に計上すべきもの

a 川崎市緑ヶ丘霊園、川崎市早野聖地公園及び川崎市緑ヶ丘霊堂の事例

事業報告書において、自主事業に計上すべき収入がその他収入に計上されていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、令和4年度から正確な収支報告書を提出するよう指導しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

b 川崎市多摩老人福祉センターの事例

事業報告書において、法定福利費の金額が、指定管理者の決算書と一致していなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、適正な収支報告書を作成・提出するよう指導し、修正後の収支報告書と法人の資金収支計算書の提出を受け、それらの金額が一致することを確認しました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

c 川崎市多摩スポーツセンターの事例

(a) 事業報告書において、指定管理業務外の収入が誤って計上されていた。

(b) 事業報告書において、使用料及び賃借料と委託費に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、収支報告書の記載内容に誤りがないか指定管理者内でダブルチェックによる確認作業を徹底するよう指導しました。

今後は、指定管理者の収益及び費用について、適正な把握に努めます。

(たまスポーツムーブメント共同事業体)

(多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)

(キ) 現金の管理手続を適正に行うべきもの

陽光ホームにおいて、長期に渡り保管されていた不明金について、原因の調査を行わずに拾得金として計上していた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、社会福祉法人育桜福祉会経理規程に基づき現金の適正な管理を行い、現金などの遺失物があった

場合は適切に警察署長に届け出るよう指導を行いました。

今後は、適正な管理状況の確認に努めます。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(ク) 小口現金等の出納の記録を適切に作成すべきもの

川崎市高津スポーツセンターにおいて、小口現金及び切手について、
出納の記録が適切に作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、小口現金等の出納簿を作成
するよう指導し、提出された小口現金出納簿により、記録が適切に作成
されたことを確認しました。また、切手の管理状況についても出納簿に
より適切に管理されていることを確認しました。

今後は、適切な出納記録の確認に努めます。

(特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(ケ) 業務の位置付けを明確にすべきもの

a 川崎市多摩老人福祉センターの事例

有料で行われている複写機の利用サービスについて、協定書、仕
様書、事業計画書等に定められていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、資金収支計算書にコピー利
用料を計上するよう指導し、当該計算書の提出を受け、コピー利用料の
計上があることを確認しました。

今後は、コピー機の利用サービスについて、仕様書等に定めるなど、
業務の位置付けを明確にしていまいります。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

b 陽光ホームの事例

有料で行われている公衆電話の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者と協議を行い、公衆電話の利用サービスに係る業務の位置づけを明確にできるよう、事業計画書等に記載するよう指導しました。また、令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書により適正に記載されていることを確認しました。

今後は、業務の履行状況の適正な管理に努めます。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(コ) 報告書等の管理を適正に行うべきもの

a 年次事業計画書について、市が提出期日を指定しておらず、提出日の管理を行っていなかった事例

b モニタリング報告書について、提出期日を過ぎて提出されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、令和5年度の各種提出物の期日を通知し、期日までに提出するよう指導しました。また、令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書が期日までに提出されたことを確認しました。

今後は適正な報告書等の管理に努めます。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

5 川教庶第 3 7 0 号

令和 5 年 6 月 3 0 日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様
同 植 村 京 子 様
同 石 田 康 博 様
同 かわの 忠 正 様

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、
令和 4 年 1 2 月 9 日付け 4 川監報第 8 号で報告の提出がありました令和 4 年度財
政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和 4 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

（1）出資団体及び所管部局において改善措置を要する事項

軽易な事項で改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 規程に基づき債権管理を適正に行うべきもの

（ア）給食費について、納入期限を管理しておらず、滞納金の発生し
た時点が不明となっていた事例

（イ）督促状及び催告状について、規程に定める期間を超えて納入期
限を指定していた事例

[措置の内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市学校給食会に対し、公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程に基づき、滞納金発生日を債権管理台帳等に記録するよう指導しました。また、督促状及び催告状については、適正な事務処理を行うよう指導し、発出された督促状及び催告状の納入期限を確認することにより適正な納入期限が設定されていることを確認しました。

今後は、適正な債権管理に努めます。

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局健康給食推進室)

イ 費用負担を整理すべきもの

複写機の使用において、出資団体に係る費用を市が負担していた事例

[措置の内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市学校給食会に対し、複写機に係るＩＣカードを発行し、費用を正確に把握するとともに、適正な費用を負担するよう指導しました。また、収納済通知書により、費用が負担された事を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局健康給食推進室)

ウ 見積合せを適正に行うべきもの

見積合せにおいて、一部金額の記載がなく、見積書に不備がある業者と契約していた事例

[措置の内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市生涯学習財団に対し、見積合せを適正に行うよう指導し、事務マニュアルが再整備されたこと及び会議・研修の場で周知されたことを確認しました。また、四半期ごとに会計事務書類の点検を行うと報告がありました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

エ 契約事務を適正に行うべきもの

(ア) 個人情報を取り扱う業務委託について、出資団体と受注者の間で締結した契約書において別記と定めた特記事項が添付されていなかった事例

(イ) 業務委託の再委託について、受注者から提出された書面が約款に定められた内容を具備していなかった事例

[措置の内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市生涯学習財団に対し、契約事務を適正に行うよう指導し、事務マニュアルが再整備されたこと、受注者から提出させる書面について提出用の書式が作成されたこと及び会議・研修の場で周知されたことを確認しました。また、四半期ごとに会計事務書類の点検を行うと報告がありました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

オ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

(ア) 廃棄済の什器備品が固定資産台帳に登載されたままとなって

いた事例

(イ) 什器備品が固定資産台帳に登載されていなかった事例

[措置の内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市生涯学習財団に対し、固定資産の管理を適正に行うよう指導し、固定資産台帳が修正されたこと、事務マニュアルが再整備されたこと及び会議・研修の場で周知されたことを確認しました。また、四半期ごとに会計事務書類の点検を行うと報告がありました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)